

津 市 公 報	第 75 号 平成21年2月5日
目 次	
規 則	
津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	
津市会計規則の一部を改正する規則	
津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
告 示	
公示送達	
認可地縁団体の告示事項の変更	
公示送達	
公示送達	
国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効	
認可地縁団体の告示事項の変更	
公示送達	
市営住宅の近傍同種の住宅の家賃	
公 告	
犬の抑留	
犬の抑留	
犬の抑留	
開発行為に関する工事の完了	
開発行為に関する工事の完了	
犬の抑留	
犬の抑留	
教育委員会告示	
教育委員会の招集	
選挙管理委員会告示	
農業委員会委員選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧	
水道局告示	
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定	
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。	

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 1 月 19 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 1 号

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

津市消防団の組織等に関する規則（平成 18 年津市規則第 224 号）の一部
を次のように改正する。

別表河芸の項中

「

第 2 分 団	上野地区、千里ヶ丘地区
第 3 分 団	黒田地区

を

」

「

第 2 分 団	上野地区（久知野を除く。）
第 3 分 団	黒田地区
第 4 分 団	上野地区（久知野に限る。）、 千里ヶ丘地区

に改める。

」

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 1 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 2 号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成 18 年津市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「又は第 158 条の 2 第 1 項」を「若しくは第 158 条の 2 第 1 項又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 1 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 3 号

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式その 2 中

区 分	1 一般	を
	2 その他 65 歳以上 障害者手帳保持者（身体 療育 精神）	

使用区分	1 一般	に
	2 65 歳以上 障害者手帳保持者（身体 療育 精神）	

改める。

第 2 号様式その 2（表）中

氏 名			を
区分	一般	その他	

氏 名			に改める。
使用区分	☐ 一般	☐ 65 歳以上の者及び障害者手帳保持者	

附 則

- この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により交付されている美里保健センター使用許可書は、当該許可書の有効期限の日までの間は、改正後の津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により交付された美里保健センター使用許可書とみなす。

下記の者の平成20年度市民税・県民税納税通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

平成21年1月19日



送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

津市告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 16 年河芸町告示第 1391 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 21 年 1 月 22 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

杜の街かえでの丘自治会

三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 11 番地 4

代表者 山 本 正 臣

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	大河内 聡 三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 21 番地 6
変更後	山本 正臣 三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 11 番地 4

3 変更の理由

総会により、代表者が選出されたため

4 変更年月日

平成 20 年 4 月 1 日

津市告示第 16 号

下記の者の平成 17 年度固定資産税督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 21 年 1 月 22 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		平成 17 年度固定資産 税督促状

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 17 号

下記の者の差押調書（謄本）は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 21 年 1 月 22 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書（謄本）

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 18 号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成 21 年 1 月 22 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2 1 1 9 2 9 0	平成 20 年 10 月 1 日	平成 20 年 12 月 30 日
7 1 5 4 7 8 9	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 1 月 7 日
0 4 8 1 0 4 4	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 1 月 7 日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
7 1 5 4 7 8 9	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 1 月 7 日

津市告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 19 年津市告示第 169 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 21 年 1 月 28 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

三多気区

三重県津市美杉町三多気 378 番地

代表者 尾 畑 和 明

2 変更に係る事項

規約の変更

変更前	第 9 条 二 副区長 1 人
変更後	第 9 条 二 副区長 2 人（男 1 人、女 1 人）

3 変更の理由及び年月日

副区長を 2 人制にして、男女各 1 人を割り当て女性の登用を推進するため。
平成 21 年 1 月 11 日の通常総会において改正。

津市告示第 2 0 号

下記の者の平成 2 0 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書及び納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第 1 1 2 条により準用する地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部医療助成室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 1 年 1 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
		被保険者番号

津市告示第 2 1 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）
第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1
8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 1 年度の津
市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めた。

平成 2 1 年 1 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	3 3 , 5 0 0 円
白塚団地 2 号館	3 3 , 5 0 0 円
白塚団地 3 号館	3 3 , 7 0 0 円
白塚団地 4 号館	3 9 , 5 0 0 円
白塚団地 5 号館	4 0 , 1 0 0 円
一身田アパート 1	3 9 , 2 0 0 円
一身田アパート 2	3 9 , 2 0 0 円
上浜町六丁目住宅	7 , 4 0 0 円
旭町 C B アパート	1 1 , 7 0 0 円
下部田簡耐住宅	7 , 6 0 0 円
大井アパート	2 5 , 1 0 0 円
大井住宅 1	3 3 , 8 0 0 円
大井住宅 2	3 3 , 8 0 0 円
大井住宅 3	3 4 , 8 0 0 円
大井住宅 4	3 4 , 8 0 0 円
大井住宅 5	3 9 , 9 0 0 円
大井住宅 6	3 9 , 9 0 0 円
大井住宅 7	4 1 , 9 0 0 円
大井住宅 8	4 1 , 9 0 0 円
高洲町アパート 1 号館	1 5 , 8 0 0 円
高洲町アパート 2 号館	1 8 , 5 0 0 円
高洲町アパート 3 号館	2 4 , 0 0 0 円

高洲町アパート 4 号館	2 5, 1 0 0 円
高洲町アパート 5 号館	2 5, 1 0 0 円
高洲住宅 1	3 8, 0 0 0 円
高洲住宅 2	3 8, 0 0 0 円
高洲住宅 3	4 0, 7 0 0 円
高洲住宅 4	4 1, 9 0 0 円
新町 1 号館アパート	1 7, 1 0 0 円
新町 2 号館アパート	1 7, 0 0 0 円
新町 3 号館アパート	1 5, 1 0 0 円
新町 4 号館アパート	1 5, 1 0 0 円
千鳥アパート	4 4, 2 0 0 円
阿漕簡耐住宅	1 1, 5 0 0 円
阿漕 B 住宅	9, 4 0 0 円
阿漕 C 住宅	9, 4 0 0 円
阿漕 1 号館アパート	1 4, 5 0 0 円
阿漕 2 号館アパート	1 5, 4 0 0 円
南阿漕 1 号館	2 2, 7 0 0 円
南阿漕 2 号館	3 2, 9 0 0 円
朝汐 1 号館アパート	1 2, 3 0 0 円
朝汐 2 号館アパート	1 3, 4 0 0 円
朝汐 3 号館アパート	1 4, 0 0 0 円
藤水団地 1 号館	4 2, 8 0 0 円
藤水団地 2 号館 1	4 1, 0 0 0 円
藤水団地 2 号館 2	4 6, 0 0 0 円
上弁財団地 1 号館	5 1, 2 0 0 円
上弁財団地 2 号館 1	5 1, 9 0 0 円
上弁財団地 2 号館 2	4 2, 7 0 0 円
ぜにやま団地 1 号館	1 1, 2 0 0 円
ぜにやま団地 2 号館	1 2, 3 0 0 円
ぜにやま団地 3 号館	1 2, 1 0 0 円
ぜにやま団地 4 号館	1 3, 5 0 0 円
ぜにやま団地 5 号館	1 2, 9 0 0 円

ぜにやま団地 6 号館	1 4, 8 0 0 円
ぜにやま団地 7 号館	1 5, 3 0 0 円
ぜにやま団地 8 号館	1 5, 8 0 0 円
ぜにやま団地 9 号館	1 6, 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 0 号館	1 6, 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 1 号館	1 6, 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 2 号館	1 7, 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 3 号館	2 2, 8 0 0 円
ぜにやま団地 1 4 号館	2 2, 8 0 0 円
ぜにやま団地 1 5 号館	2 5, 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 6 号館	2 6, 1 0 0 円
ぜにやま団地 1 7 号館	2 7, 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 8 号館	2 7, 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 9 号館	2 7, 9 0 0 円
垂水 D 住宅	8, 7 0 0 円
藤方団地 1 号館	2 9, 2 0 0 円
藤方団地 2 号館	2 9, 5 0 0 円
藤方団地 3 号館	2 9, 5 0 0 円
藤方団地 4 号館	2 9, 5 0 0 円
城山アパート	1 1, 6 0 0 円
西城山 1 号館アパート	1 5, 0 0 0 円
西城山 2 号館アパート	1 5, 0 0 0 円
西城山 3 号館アパート	1 5, 3 0 0 円
西城山 4 号館アパート	1 5, 3 0 0 円
西城山 5 号館アパート	1 5, 3 0 0 円
西城山 6 号館アパート	1 5, 3 0 0 円
小森団地 1 号館	4 5, 9 0 0 円
小森団地 2 号館	4 2, 7 0 0 円
高茶屋住宅	7, 6 0 0 円
里ノ上 A 住宅	7, 6 0 0 円
里ノ上 B 住宅	7, 9 0 0 円
雲出 1 号館 1	7 4, 0 0 0 円

雲出 1 号館 2	6 9, 5 0 0 円
雲出 1 号館 3	6 8, 8 0 0 円
雲出 1 号館 4	6 8, 8 0 0 円
雲出 1 号館 5	7 1, 3 0 0 円
雲出 2 号館 1	7 5, 8 0 0 円
雲出 2 号館 2	7 1, 0 0 0 円
雲出 2 号館 3	7 0, 3 0 0 円
雲出 2 号館 4	7 1, 0 0 0 円
雲出 2 号館 5	7 0, 3 0 0 円
雲出 2 号館 6	7 2, 8 0 0 円
雲出 2 号館 7	7 5, 8 0 0 円
野村団地	1 0, 4 0 0 円
野村東団地	9, 7 0 0 円
相川団地	1 1, 1 0 0 円
森団地 1	8, 0 0 0 円
森団地 2	8, 5 0 0 円
森団地 3	1 2, 5 0 0 円
森団地 4	1 2, 8 0 0 円
森団地 5	8, 5 0 0 円
森団地 6	1 5, 8 0 0 円
森団地 7	1 4, 1 0 0 円
森団地 8	1 5, 7 0 0 円
中町団地 A	2 6, 8 0 0 円
中町団地 B	2 9, 0 0 0 円
相川西団地 A	2 8, 5 0 0 円
相川西団地 B	3 6, 2 0 0 円
明神団地	3 8, 1 0 0 円
北口団地 A	3 8, 1 0 0 円
北口団地 B	4 1, 1 0 0 円
桃里団地 A	4 4, 2 0 0 円
桃里団地 B	5 1, 8 0 0 円
桃里団地 C	4 5, 5 0 0 円

桃里団地D 1	1 0 7, 6 0 0 円
桃里団地D 2	8 8, 6 0 0 円
桃里団地D 3	8 8, 8 0 0 円
桃里団地D 4	1 0 6, 5 0 0 円
中別保住宅	9, 1 0 0 円
青木団地 1	1 8, 0 0 0 円
青木団地 2	1 8, 0 0 0 円
藤ヶ丘団地 1	3 0, 9 0 0 円
藤ヶ丘団地 2	3 0, 9 0 0 円
殿町住宅	4 0, 7 0 0 円
新横山住宅	4 0, 5 0 0 円
美里第1住宅A棟	3 5, 5 0 0 円
美里第1住宅B棟	3 5, 5 0 0 円
美里第2住宅1号館	1 9, 4 0 0 円
美里第2住宅2号館	1 9, 4 0 0 円
片野団地A棟	3 8, 9 0 0 円
片野団地B棟	3 8, 9 0 0 円
新沢田団地	3 0, 9 0 0 円
奥津団地	5, 6 0 0 円
下之川団地	5, 3 0 0 円

津市公告第 9 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 1 年 1 月 1 9 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 1 年 1 月 1 6 日

2 抑留期間 平成 2 1 年 1 月 2 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町河内	雑種	白	メス	中	9 1 日 以上	
2	津市 芸濃町河内	雑種	白	メス	中	9 1 日 以上	
3	津市 芸濃町河内	雑種	黒白	メス	中	9 1 日 以上	
4	津市 芸濃町河内	雑種	黒白	メス	中	9 1 日 以上	
5	津市 芸濃町河内	雑種	茶	メス	小	9 1 日 以上	
6	津市 芸濃町河内	M. ダッ クス	黒	メス	小	9 1 日 以上	
7	津市 芸濃町河内	ブルテリ ア	白	メス	中	9 1 日 以上	
8	津市 芸濃町河内	ブルテリ ア	白茶	メス	中	9 1 日 以上	
9	津市 芸濃町河内	シーザー	白黒	メス	小	9 1 日 以上	
1 0	津市 芸濃町河内	アイリッ シュ・セ ッター	茶	メス	大	9 1 日 以上	

1 1	津市 芸濃町河内	アイリッ シュ・セ ッター	茶	メス	大	9 1 日 以上	
1 2	津市 芸濃町河内	シェルテ ィー	白黒	メス	中	9 1 日 以上	
1 3	津市 芸濃町河内	L・レト リバー	黒	メス	大	9 1 日 以上	
1 4	津市 芸濃町河内	L・レト リバー	黒	オス	大	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 10 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 1 月 20 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 21 年 1 月 19 日

2 抑留期間 平成 21 年 1 月 26 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 雲出本郷町	雑種	茶白	オス	中	9 1 日 以上	黒色の首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 1 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 1 年 1 月 2 2 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 1 年 1 月 2 0 日

2 抑留期間 平成 2 1 年 1 月 2 7 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 片田新町	ウェルシ ュ・コー ギー	茶 黒 白	オス	中	9 1 日 以上	赤い首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 12 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 21 年 1 月 28 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 20 年 12 月 18 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市神納町 345－2 ほか 7 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市神納町 7－20
佐野 宗夫

津市公告第 13 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 21 年 1 月 28 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 21 年 1 月 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森町 1723-1 ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市一身田平野 318-5
株式会社ハートランド
代表取締役 米倉 大策

津市公告第 14 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 1 月 30 日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成 21 年 1 月 27 日

2 抑留期間 平成 21 年 2 月 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 羽所町	チワワ	茶	メス	小	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 15 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 1 月 30 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 21 年 1 月 29 日

2 抑留期間 平成 21 年 2 月 5 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 安東町鹿毛	雑種	白	メス	中	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市教育委員会告示第1号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成21年1月28日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成21年1月29日（木）午後3時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - （1）美杉東小学校及び美杉南小学校の閉校式並びに美杉小学校の開校式について
 - （2）公民館の開館時間及び非常勤公民館長等報酬の見直しについて
 - （3）新町小学校に係る損害賠償請求控訴事件の和解について

津市選挙管理委員会告示第1号

平成21年1月1日現在にて調製した津市農業委員会委員選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和26年法律第100号）第23条第2項の規定により告示する。

平成21年1月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成21年2月23日から同年3月9日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市水道局告示第 1 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 1 年 1 月 2 0 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所在地	指定年月日
株式会社近江建設	津市河芸町東千里 5 3 3 番地 1	平成 2 1 年 1 月 7 日